

公 募 公 告

福岡高等検察庁は、職員の福利厚生及び来庁者の利便のため、福岡第2法務総合庁舎において、建物の一部の使用許可（有償）を受け、自動販売機の設置及び管理業務を行う方を募集します。

応募しようとする方は、下記の要領により使用料提案書等を提出してください。

記

1 公募に付する事項

(1) 件名

福岡第2法務総合庁舎における自動販売機の設置及び管理業務

(2) 使用許可期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、必要に応じて使用許可期間の満了日の翌日から5年を超えない範囲で、1回に限り更新することができる。

(3) 使用許可する場所

福岡第2法務総合庁舎1階、3階、5階、7階

(参考情報)

地下鉄七隈線「六本松」駅から約120メートル（徒歩約1分）

食堂には歩道側にも出入口を設け、一般通行客も食堂の利用を可能としている。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 良質な商品又は優秀なサービスを提供できる能力と実績を有すること

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、業務を履行するために必要な同意を得ている者は、同条中の、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること

(4) 国税及び地方税を完納していること

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと

(7) 現に、自動販売機の設置及び管理業務を行っている実績があること

(8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴

力団員をいう。以下同じ。)ではないこと

- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (13) 暴力団又は暴力団員及び(9)から(12)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

3 日程

使用料提案書等作成要領及び仕様書の配布	令和8年2月10日(火)から同月24日(火)の午前9時00分から午後5時00分まで (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
使用料提案書等応募書類の提出期限	令和8年3月6日(金)午後5時00分まで (持参又は郵送。郵送の場合は当日必着)
選定	令和8年3月11日(水)までに選定
結果通知	令和8年3月13日(金)までに通知

使用料提案書等作成要領及び仕様書の配布場所、使用料提案書等の提出場所
〒810-0044 福岡市中央区六本松四丁目2番3号
福岡高等検察庁事務局会計課 国有財産係
電話092-734-9227

以上のとおり公告する。

令和8年2月10日

法務省所管国有財産部局長

福岡高等検察庁検事長 山本 真千子